

松 山 大 学 論 集  
第 23 卷 第 2 号 抜 刷  
2 0 1 1 年 6 月 発 行

# 清代安徽省における貨幣流通

—— 徽州文書を中心として ——

李 紅 梅

# 清代安徽省における貨幣流通

—— 徽州文書を中心として ——

李 紅 梅

## はじめに

本稿は徽州文書を通じて清代安徽省の貨幣使用実態を考察することを目的としている。検討する際に、躊躇するところもある。まず、徽州文書の数量問題である。周知の如く、現在、徽州文書は甲骨文、漢簡、敦煌文書、故宮博物館明清档案と並ぶ、近代中国文化史上の「五つの大発見」と言われ、10から20万件が残されている<sup>1)</sup>。その内容は豊富で、宋、元、明、清、民国の各時代の田土売買契約、租佃文約、合同文書、贍契簿、租穀簿、典當文約、稅契憑証、推単、賦稅票拋、黃冊底籍、魚鱗図冊、田土号簿、会簿、借券、書簡、族譜など多種類を含んでいる。徽州歴史文化の研究対象とする新しい学科——「徽州学」が1980年代に形成されており、国内外の研究者に注目されている。膨大な論文と著作が多く出版され、先行研究がかなり進んでいる<sup>2)</sup>。徽州文書のデータと先行研究を収集する際、それらの網羅に限界を感じている。その故に、現段階

---

1) 王鈺欣・周紹泉主編『徽州千年契約文書』（清・民國編第20卷）花山文藝出版社、1991年、まえがき。徽州文書の数量について王鈺欣、周紹泉が20万件を推定しているが、劉伯山（主編『徽州文書』（影印本）、廣西師範大學出版社、2005年、まえがき。）は30万件と予測している。

2) 傅衣凌（『明清時代商人及び商業資本』人民出版社、1954年）、藤井宏（「新安商人の研究（一）～（四）」『東洋学報』第三六卷、一～四期、1953年、1954年）、熊遠報（『清代徽州地域社会史研究：境界・集団・ネットワークと社会秩序』汲古書院、2003年）、中島楽章（『明代郷村の紛争と秩序—徽州文書を史料として』汲古書院、2002年）、白井佐知子（『徽州商人の研究』汲古書院、2005年）などが挙げられる。『徽州商人の研究』の序章に徽州研究に関する古代から現代までの文献を紹介している。

で使用したデータから推定した結論と違う傾向になる可能性も十分にあると思われる。

つぎに、土地文書を通じて徽州の通貨問題についての研究が蓄積されてきた。傅衣凌は初めて明代前期に徽州の貨幣使用を分析し、銀使用の禁止、宝鈔発行の失敗、金銀使用禁止の解除という一連の変化過程から、明代の経済に關しての先進性と停滞性、その貨幣經濟に關しての早熟性と不成熟を強調した<sup>3)</sup>。大田由紀夫<sup>4)</sup>は元代から明代初期まで貨幣動向を把握しながら、明代紙幣の崩壊、民間での銀使用の一般化になる要因を検討した。万明<sup>5)</sup>は明代徽州文書を分析して銀の貨幣化について明朝政府の政策より民間社会で先行したことを言及した。岸本美緒<sup>6)</sup>は清代徽州における不動産での貨幣使用について銀兩使用と「七折錢」現象を詳しく考察した。臼井佐知子は徽州商人に關して細緻に分析し、商人のネットワークを評価した。「徽州における典當と典當業經營」に「典」・「當」・「借」の実質を論述し、その土地文書に見られた貨幣の使用動向について「銀兩建てから錢文建てに変化する時期は、乾隆末期以降の中国への銀の流入が滞滞し銀が不足し始める時期とほぼ重なる」と指摘している<sup>7)</sup>。吳秉坤は清代後期に徽州の外国貨幣（洋銀）と銅錢との比價問題を提起し、その比價が常に変動しており、平均銀1兩：銅錢1,200文になるのではないかと結論している<sup>8)</sup>。

大量の研究成果が挙げられる中で、注目を浴びている徽州について考察したい理由は以下のとおりである。まず、徽州の事例を全国的な事例の中で検討したい点である。清代における貨幣使用の実態については、これまでに福建・京

3) 傅衣凌「明代前期徽州土地売買契約中の通貨」『社会科学戦線』1980年3期。

4) 大田由紀夫「元末明初期における徽州府下の貨幣動向」史学研究会『史林』76(4), 1993年7月。

5) 万明「明代白銀貨幣化的初歩考察」『中国經濟史研究』2003年第2期。

6) 岸本美緒「『七折錢』の慣行について」および補論『清代中国の物価と經濟変動』研文出版, 1997年。

7) 同2, 臼井佐知子「徽州における典當と典當業經營」, 200頁。

8) 吳秉坤「清代徽州銀洋價格問題」『黄山学院学报』第12巻第1期, 2010年2月。

師・四川巴県を考察、分析し、この三つの地域を観察した結果からみれば、地域内の経済状態により、それぞれの特徴を持っており、その銀銭使用の動向は若干相違があり、その原因もある程度解明された<sup>9)</sup>。清代における経済データが少ない中で、徽州文書が大量に出版され、その利用機会を失いたくないからである。つぎに、徽州という特殊性から言えば、商人の商業活動が盛んになっていた点を挙げる。徽州商人が明清時期に全国に行き渡って、遠距離貿易をしたことにより、大量の銀を故郷に持ち帰ったことを考慮すれば、銀両使用が主流であると思われる。この地域では、まったく銅銭使用が存在しないかという疑問を持っている。白井佐知子と岸本美緒の研究によれば、清代の乾隆末期～道光期から土地売買において銅銭使用をし始めたと指摘した<sup>10)</sup>。その点について若干の修正と議論を行いたい。最後に、筆者は清代における銅銭鑄造量を推計した際<sup>11)</sup> 順治期から雍正期の間に安徽省の江寧府で銅銭鑄造の事実が確認できたが、乾隆期に安徽省における鑄造については不明である。銅銭を大量に鑄造し、供給した乾隆期に、安徽省で銅銭鑄造が行われたかどうかについて確認すべきである。仮に、鑄造しなかったとしたら、その事実が徽州という地方社会にどのような影響をもたらしたかについて解明したい。

利用する徽州文書は先行研究でおおむね使用されたものであるが、清代における地方の鑄造事情を対比しながら、徽州における貨幣使用の実態と原因を究明したい。

---

9) 拙稿「清代における福建省の貨幣使用実態——土地売券類を中心として——」『松山大学論集』第18巻第3号、2006年8月。「清代福建省における経済発展と貨幣流通」『松山大学論集』第19巻第1号、2007年。「清代四川巴県档案からみた貨幣流通——『巴県档案』を史料として——」『松山大学論集』第22巻第4号、2010年10月。「清代における銅銭鑄造量の推計——順治～嘉慶・道光期を中心として——」『松山大学論集』第21巻第3号、2009年。

10) 同2, 6。

11) 同9, 「清代における銅銭鑄造量の推計——順治～嘉慶・道光期を中心として——」。

## 第一節 徽州土地文書からみた貨幣使用動向

安徽省は華東東北部に位置する内陸省であり、南部に長江、北部に淮河が貫流し、昔から江淮の間と呼ばれる平原地帯であった。徽州は安徽の南部から江西省北部にまたがる山間部一帯、また、安徽省・浙江省の境界地域にあり、歙県・休寧県・婺源县・祁門県・黟県・績溪県の六県を統轄していた。徽州（現在の徽州区は黄山市に属する）の北西部には黄山山脈が走り、新安江、富春江を通じて杭州にある銭塘江と繋がっている。新安は、徽州の古名であり、徽州の商人は新安商人とも呼ばれていた。江南デルタでは徽州は地理的には便利ではなく、他の地域と比較して劣った生存条件であったが、徽州商人活動によって、生活を生計することができた。彼らは長江流域や華北と江南を結ぶ大運河など交通の要衝を押さえ、綿布・生糸・絹・木材・米・大豆等の地域による価格差が大きい商品を輸送することで蓄財に成功し、商業活動で得た富を故郷に持ち帰って土地を購入した。それでたくさんの土地文書が残された。

筆者は主に以下の資料を利用して表1を整理してみた。中国社会科学院歴史研究所収蔵整理『徽州千年契約文書』<sup>12)</sup> 第一巻の散件から52件、安徽省博物館編『明清徽州社会経済資料叢編』第一集<sup>13)</sup> から315件、『中国歴代契約会編考釈（下）』<sup>14)</sup> から112件、『安徽師範大学館蔵徽州文書』<sup>15)</sup> から25件と田濤等著『田蔵契約文書粹編』<sup>16)</sup> から8件を抽出し、劉伯山主編『徽州文書』<sup>17)</sup>（第一冊）74件、合計586件になる。選出した理由として、契約内容は、はっきり売買した田、山、園、敷地、人身等のものである。そして、資料出所の別で統

12) 王鈺欣・周紹泉主編『徽州千年契約文書』（清・民國編第20巻）花山文藝出版社、1991年。

13) 安徽省博物館編『明清徽州社会経済資料叢編』第一集、中国社会科学出版社、1988年。中国社会科学院歴史研究所収蔵整理『明清徽州社会経済資料叢編』第二集（主に宋、元、明を中心とした文書であるため、利用しなかった）、中国社会科学出版社、1990年。

14) 張伝璽編『中国歴代契約会編考釈（下）』北京大学出版社、1995年。

15) 周向華編『安徽師範大学館蔵徽州文書』安徽人民出版社、2009年。

16) 田濤等著『田蔵契約文書粹編』中華書局、2001年。

17) 劉伯山主編『徽州文書』（影印本）、広西師範大學出版社、2005年。

表1 清代徽州における土地売買文書の貨幣使用（時期別・貨幣種別）

取引文書別	資料 <sup>1</sup> (112件)	資料 <sup>2</sup> (52件)	資料 <sup>3</sup> (315件)	資料 <sup>4</sup> (33件)	資料 <sup>5</sup> (74件)	合計(586件)
貨幣種別	銀 錢	銀 錢 銀元	銀 錢 銀元	銀 錢	銀 錢 銀元	銀 錢 銀元
①1645-1662 順治2-康熙元	13	3		2		18
②1663-1680 康熙2-18	6	3	16	1		26
③1681-1699 康熙19-38	8	2	34	1		45
④1700-1719 康熙39-58	11	5	19	3		38
⑤1720-1735 康熙59-雍正13	23	6	53	2		84
⑥1736-1755 乾隆元-20	10	2	43	3	1	59
⑦1756-1775 乾隆21-40	14 1	3	29	2	1	49 1
⑧1776-1794 乾隆41-60	8 1	1 1	23	2	3 2	37 4
⑨1795-1815 嘉慶元-20	5 1	5	15		9	34 1
⑩1816-1835 嘉慶21-道光15	2		15 5	4 4	7 1	28 10
⑪1836-1855 道光16-咸丰5	4 2	1 1 1	25 4	5 4	15 4 1	50 15 2
⑫1856-1874 咸丰6-同治末	1 1	1 5 4	19 1		21 6 4	42 13 8
⑬1875-1894 光緒元-20	1	3 3	6 3		2 1	9 3 7
⑭1895-1911 光緒20-宣統末		1 1	3 1 1		6	3 2 8

出所：1 張伝璽編『中国歴代契約会編考釈（下）』

2 王鈺欣・周紹泉主編『徽州千年契約文書』（清・民國編 第20卷）

3 安徽省博物館編『明清徽州社会経済資料叢編』

4 周向華編『安徽師範大学館藏徽州文書』と田濤等著『田藏契約文書粹編』

5 劉伯山主編『徽州文書』（第一冊）

計した理由は銅錢使用の時期がもっと明瞭に分かるようにするためである。

表1から見ると、全体としては銀両建てが主流であり、銅錢建ての契約が少ない。先行研究では岸本美緒は『明清徽州社会経済資料叢編』（第一集）のデータ（資料3）、白井佐知子は『徽州千年契約文書』の散件（資料2）を利用

して検討してきた。ただし、資料1より銅銭使用についてはこの二資料に記載した契約よりもっと早かった⑦期の乾隆30年代から使用したことが分かった。資料5にも2件銅銭使用が⑧期に現れた。外国貨幣である洋銀は道光末期から使用し始め、清末期まで25件があった。銀銭比価を明示する事例が見当たらない。「七折銭」という事例は一通がある。「清道光十八年八月十四日方昌其租房契約」<sup>18)</sup>に「言定毎月租金七折銭三錢整四季支」というように記述された。すなわち、毎月租金七折銭三錢で三ヶ月一回支払と議定した。いずれにしても道光時期の事例であることが分かった。

大量な銀両使用の原因の一つは契約の大半が「赤契」（赤契は政府に税金を収めた契約）であった<sup>19)</sup>と岸本は指摘している。資料3以外の文書をもても、「赤契」に銀両建てを大半以上占めていたことが分かった。徽州では土地売買において銅銭使用は乾隆30年代からみられたが、件数が少なく、銀両使用が主流であり、清末期に外国貨幣の使用もあったと明らかとなった。

以上、主に土地売買の契約に関する統計であるが、それ以外の文書をもてみよう。

乾隆三十七年正月立草帳

- 一一 收銀五百兩 二月初三日会程处銀 毎月乙（一，下同）分乙厘息，扣半平半色，  
应当十一月繳
  - 一一 收銀五百兩 五月会入许处銀 乙分起息，扣半平半色，易□ 应当九月繳訖
  - 一一 收銀貳千兩 兑入銀
  - 一一 收錢貳千乙佰四十六兩零二分九厘 上年存錢
  - 一一 收錢貳万五千五百五拾五兩九錢七分六厘 本年取錢
  - 一一 收錢乙佰拾九兩一錢五分七厘 本年上利
  - 一一 收錢九錢六 零用
- （下略）
- 一一 支銀貳佰貳拾五兩 加利，三十六年計六个月，三十七年計九个月，毎月乙分起息

18) 同12, 213頁。

19) 同6, 岸本美緒「「七折銭」の慣行について」および補論。

- ――支銀五百兩 繳还二月会程处一票本
  - ――支銀乙千兩 兑入钱合八九三
  - ――支銀四十兩 道宪諭助黄令丧仪
  - ――支銀貳兩八钱四分 县衙请酒封
  - ――支銀九兩 本年典税
  - ――支銀八兩 送典税经承沈
  - ――支钱四拾四兩六钱乙分六厘 捐输山塘造徽州会馆，姚大勋，吴文趾，范青远，程龙领袖，有领纸为照
  - ――支钱貳拾四兩 各典往来客足
- (下略)

出所：嚴桂夫，王国健著『徽州文書文書档案』298頁から転載。

これは乾隆37(1772)年のある典當行(質屋)の収支帳簿である。その金額規模が何万兩までの高額であった。下線した部分をみると、収支とも銀兩建てで記入した以外に「錢何兩」というように書いた。この帳簿で見られた「錢何兩」について以下のような可能性が推定できるであろう。①記入する際の間違いで、「銀」を「錢」に書き間違っていた。②「銀」と「錢」の定義を区分せず、同じ意味として使われた。しかし、土地文書を見る限り、そのような間違いが現段階では存在しなかった。③1兩=1,000文という銀錢比価のもと、岸本美緒の「七折錢」のような表現である。④1:1,000という銀錢比価が脳海にあるから、「銀」と「錢」を混用していた。その④の可能性が十分にあると思われる。

もう一件典當行の帳簿文書が『安徽師範大学館藏徽州文書』に収録された。「道光二十六年各房財産清單」を表2でまとめてみた。内容からみれば、典當業を営む家族の経営帳簿であると思われる。一件が銀2万兩で表示した以外に、全部銅錢表示で記入した。その金額からみると、極めて高額であった。徳新、和怡、協和、敬義は名前であろうと思われるが、それぞれ典行の店名になる可能性がある。前年度の預金高と利益からみれば、経営状況がよかったと見られる。金銭の貸借以外の土地売買にも、棉を買う資金にも銅錢を用いた。



「典」と「當」についての相違があるが、「典商」（質屋）という民間の金融機関は古く先秦時代からである<sup>20)</sup> 金銭の貸借行為として「典・當・質・押」などがある。「質・押」は「典・當」に比べて期限が短くて利率が高いことを特徴としている。「典」と「當」は元々同義であるが、「典」が土地の売買と同じく契税が課せられたのに対して、「當」は課税されないという違いがある<sup>21)</sup> 金銭を調達するために、土地を売買する場合、「典」と「當」などの形式で個人の間で契約することもあるし、個人と典商・地主の間で売買契約を結ぶことも

表2 道光二十六年各房財産清單

道光25 (1845) 年総合統計		
名 目	前年度預金 (千文)	今年度利益 (千文)
徳 新	60,372.456	5,024.502
協 和	58,479.062	3,857.966
怡 和	30,060	3,429.128
敬 義	38,400	3,352.413
道光26 (1846) 年4月統計		
名 目	1月の預金 (千文)	入金 (千文)
徳 新	56,443.961	1,175.978
協 和	57,070.317	2,571.178
怡 和	34,400	1,777.834
敬 義	36,800	41.393
蓋 達	利息金 2万両	3,085
土地買売金	4,410	徳新 棉を買う資金 4,589.054
合 計	209,124.278	13,240.437
補 記	棉を買う資金 4,589.054	
総 計	222,364.715	

出所：周向華編『安徽師範大学館蔵徽州文書』，219～220頁。

20) 同7，白井佐知子，「徽州における典當と典當業経営について」を参考した。

21) 鈴木博之，書評白井佐知子著『徽州商人の研究』『東洋史研究』第六十四巻，第四号，2008年，105頁。

ある。4,410千文の土地買売金はどの関係で記録したかについてまだ不明であるが、銅銭を高額で使用したことが分かった。

乾隆廣豊布店帳簿

- |           |  |
|-----------|--|
| 例1．乾隆四十壹年 | 总结淨存錢六十叁千八百八十五文<br>一该正本錢五十貳千叁百八十七文<br>本年得利錢拾乙千四百九十八文   |
| 例2．乾隆四十伍年 | 一存布源錢壹佰叁拾千 五百四拾貳文<br>一存太和欠錢肆拾壹千叁佰玖拾文<br>兩共存錢壹佰八十六百文<br>一该正本壹佰伍拾玖千柒佰玖拾肆文<br>餘利錢貳拾五千八 六文             |
| 例3．乾隆四十玖年 | 一付自記錢通足八十八千文<br>一付環記錢通足壹百陸十壹千叁百五十文<br>一付盛嫂錢通足壹百貳十千文<br>三共付通足叁百陸十九千叁百五十文<br>四十九年十二月止该利四十四千三百貳十貳文    |
| 例4．五十年正月  | 自記存本利足錢九十八千五百陸十文<br>環記存本利足錢壹百八十千七百十二文<br>盛嫂存本利足錢壹百叁十四千四百文<br>耀記存本利足錢壹百四十陸千三百二十八文<br>四共存本利通足錢五百陸十千文 |

出所：『徽州千年契約文書』（清・民國編第20卷）卷九，425～458頁。

つぎに、乾隆期にある布屋の帳簿をみよう。「乾隆廣豊布店帳簿」は乾隆40(1775)年から57(1792)年まで18年間を亘った記録である。例1と例2のように、布屋の取引先名、取引量についての記録を全部写っていないが、年間の利益と損益についての記録をピックアップしていた。この帳簿の記録を表3のように整理してみた。乾隆40(1775)年から48(1783)年まで布の取引について、若干読みにくい数字があって、空欄になっているが、毎年の預金・未払い金・利益・資本金の記録が繰越になっていた。そして、記録からみれば、

表3 乾隆廣豊布店帳簿

時期	預金/在庫金 (千文)	未払い金 (千文)	合計預金 (千文)	資本金 (千文)	利益金 (千文)
乾隆40(1775)年	0.167	52.22	52.387	37.500	14.887
乾隆41(1776)年			63.885	52.387	11.498
乾隆42(1777)年			63.885		
乾隆43(1778)年			108.450		23.106
乾隆44(1779)年	17.256	142.538	159.794	125.051	34.743
乾隆45(1780)年	130.542(+13.688)	41.390	185.600	159.794	25.806
乾隆46(1781)年	209.213	212.905			27.300
乾隆47(1782)年	261.854	6.243	268.097		21.214
乾隆48(1783)年	125.828	137.179	263.707		6.706

	自記(利息) (千文)	環記(利息) (千文)	盛嫂(利息) (千文)	輝記(利息) (千文)	祥嫂(利息) (千文)	合計預金(利息) (千文)
乾隆49(1784)年	88.0 (10.560)	161.350(19.162)	120.0 (14.400)	130.150(15.178)		369.350( 44.322)
乾隆50(1785)年	98.560(11.827)	180.712(21.685)	134.400(16.128)	146.328(13.728)	33.600(4.032)	560.000( 67.200)
乾隆51(1786)年2月	110.387( 2.208)	202.397( 4.048)	150.528( 3.010)	126.256( 2.525)	37.632(0.753)	627.200( 12.544)
乾隆51(1786)年3月	112.595(11.260)	206.445(20.644)	153.538(15.354)	128.781(12.877)	38.385(3.839)	639.744( 63.970)
乾隆52(1787)年	123.855(14.863)	227.089(27.155)	168.892(20.267)	141.658(16.998)	42.224(5.067)	703.718( 84.446)
乾隆53(1788)年	138.718(16.646)	254.304(30.557)	189.159(22.699)	158.656(19.039)	47.291(5.675)	788.164( 94.580)
乾隆54(1789)年	155.364(18.644)	284.861(34.183)	211.858(25.423)	177.695(21.323)	52.966(6.356)	882.744(105.929)
乾隆55(1790)年	174.008(20.881)	319.044(38.285)	237.281(28.474)	199.018(23.607)	59.322(7.119)	988.673(118.429)
乾隆56(1791)年	194.889(23.387)	357.329(42.879)	265.755(31.890)	220.926(26.511)	66.441(7.974)	1105.240(132.741)
乾隆57(1792)年	218.276	400.208	297.645	247.437	74.415	1237.981

出所：王鈺欣・周紹泉主編「徽州千年契約文書」(清・民國編 第20卷) 卷九より整理。

毎年布の取引について10～20千文の利益が出ていたことも確認できる。乾隆49(1784)年から57(1792)年まですべて預金記録に変わり、その毎年の利息を計算しながら、明瞭に書いてあった。この記録の貨幣使用はすべて銭表示であった。乾隆49(1784)年の預金からみると、一人当たり80～160千文の規模であったが、9年後の57年に一人当たり200～400千文の規模になった。祥嫂の分が少なく、33千文から74千文になった。自記、環記、輝記という名前から見れば、一家族の兄弟関係であったと考えられる。盛嫂、祥嫂はその家族の長男、次男の妻であろうと乾隆51～2年の記録から読み取れる。

つまり、廣豊布屋は乾隆40(1775)年から布の売買を9年間経営し続けてきたが、其の後、経営を持続する可能性もある。しかし、記録から見られないため、判断できない。何かの理由で乾隆49年から預金の業務をやり始めていた。主に家族内の預金状況であろうと見られるが、預金の規模が布の取引より大きかったことが分かった。乾隆57年の預金規模から見れば、合計1,200千文以上になり、銀銭比価1:1,000で計算すれば、1,200両になる。一般庶民の生活レベルを考えると、その金額が高額とも言えるであろう。銅銭表示として何文まで明確に示す点からみれば、利息を計算する際、より便利で明瞭になるであろう。この記録内容から考慮すれば、布を経営する店として、預金のような金融機関に変わったことや、それとも同時に預金業務を兼営する可能性がある。

劉伯山主編『徽州文書』<sup>22)</sup>(第一冊)に「乾隆休寧黃氏家用収支簿」が収集された。この帳簿は雍正11(1732)年から乾隆8(1743)年まで、家庭の収支状況をすべて銀両表示で記録したものであった。家庭収支の内容を詳しく見ると、貧しい家庭ではなかったことが分かった。雍正11(1732)年に銀両の使用項目として銅銭と交換したことを明瞭に記入していた。すなわち、この時期に、日常生活において銀両使用が普通でありながら、銅銭を用いたい場合、

22) 劉伯山主編『徽州文書』(影印本)、広西師範大學出版社、2005年。

交換しなければならないことが読み取れる。

最後に、外国貨幣（洋銀）について考えてみたい。表1と呉秉坤の統計<sup>23)</sup>を合わせると、外国貨幣の使用事例が合計70件以上になり、洋銀1元は860～1,950文で変動したことが明らかになった。土地を売買する時に、洋銀と銅銭の比価を明確に記入した目的は契約後の揉めことを防ぐためである。実際の取引の際、外国貨幣の種類により、銀両との交換比価が0.6～0.74両で計算することになるが、帳簿で毎月の変動した比価で記録したことが明らかになっている<sup>24)</sup>。その中で、銅銭を「九六銭」「九八銭」で地域間では換算することや、その換算後もう一回現地で使用した銀両と換算することなどは、極めて複雑な計算であった。地域間では使用した銀両と銅銭習慣の相違が存在したので、煩雑な計算をすることは商人にとっては、必要な作業であった。銀両・銅銭・外国貨幣（洋銀）を用いる時期に伴って、地域間で取引する際、銅銭か銀両により換算する習慣が一貫して存在したと考えられる。

## 第二節 徽州の鑄造事情と商人活動

### 1. 徽州における制銭鑄造問題

徽州は明代初期に南京に直属し、永楽帝は南京から北京まで遷都した後、南直隸に属した。清朝成立直後、順治2（1645）年に江南省（明代の南直隸省）を設置し、省都を江寧府に設置した。順治18（1661）年に江南省は江蘇省及び安徽省に分割され、康熙6（1667）年に安徽省と江蘇省を設置した。安徽の名称は管轄する安慶府と徽州府の第一文字を合わせて「安徽」という行政区画名が誕生した。地図1に順治期と雍正期に制銭鑄造を行った各省の鑄造局の位置を表している。地図を参考しながら、安徽省の制銭鑄造事情を確認したい。

順治5（1648）年に、戸部の議定により、江南江寧府は前代の首都であり、

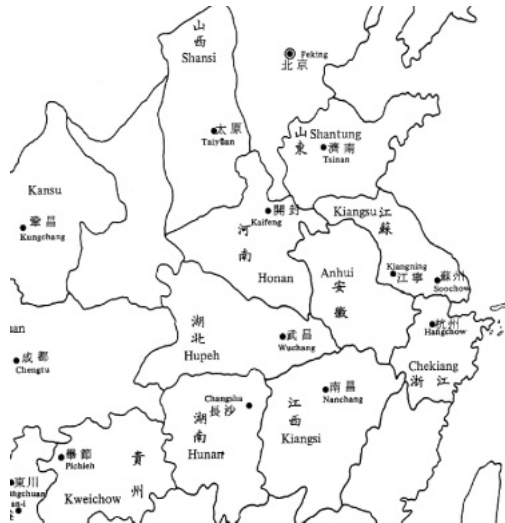
23) 同前8, 表。

24) 汪崇質「清代徽商合墨及盤、帳単——以『徽州文書』第一輯為中心」『中国社会經濟史研究』2006年第4期。

地図1  
順治期



雍正期



出所：Werner Burger『清錢編年譜（Ch'ing Cash until 1735）』，1976年。

商人たちが集まる地域であり、満族籍の軍兵が駐在しているので、ここで鑄造局を設置し、制錢を鑄造することに準じる<sup>25)</sup>

順治10(1653)年に制錢の品質を強調し、古い銅錢は質の問題があるが、民の便意のため使うことを了解した<sup>26)</sup>

順治14(1657)年に、地方鑄造局を停止し、中央鑄造局に集中し、制錢の重量を1錢4分に調整した<sup>27)</sup>

順治17(1660)年に、地方鑄造局を再開し、錢の裏面に鑄造局の地方名を刻むことを定められ、江南江寧府の「寧」にした<sup>28)</sup>

『清代档案史料叢編』によれば、順治3-11(1646-54)年の鑄造利益合計は1,064,736両になる。銅錢鑄造量が明確した四年分の記録を合計すると、636,181,331文になる。仮に、この四年間の鑄造利益と鑄造量の比率で換算すると、順治期に315万貫を鑄造した可能性がある<sup>29)</sup>

康熙2(1663)年に各省の鑄造を停止したが、江寧府は重要な地域として制錢鑄造を続けることを準じる<sup>30)</sup>

康熙9(1670)年に、十五箇所の鑄造局に停止命令を定めた<sup>31)</sup>

そのあと、停止した地方鑄造局を再開した記録があるが、江寧府局の記録は見当たらない<sup>32)</sup>

雍正9(1731)年に、江蘇・安徽鑄造局を開設し、江蘇では、蘇州府に炉12、安徽では、江寧府に炉4を設置し、毎月2卯を鑄造し、その制錢に「宝

25) 『清朝文献通考』卷十三、錢幣一、4967頁、「五年開江南江寧府鼓鑄停、戸部議言江南江寧府為前代建都之地商賈雲集現在有滿兵分駐防守准於所在設局開鑄其」。

26) 同前、4968頁。

27) 同前。

28) 同19、4970頁。

29) 中国第一歴史档案館編『清代档案史料叢編』(第七輯)、中華書局、1981年。

30) 同19、4971頁、「停各省鎮鼓鑄止留江寧府局」。「清朝通典」卷十、食貨、2076頁に、「停止各省鎮鼓鑄惟江寧為防守重地仍留鼓鑄」。

31) 『清朝文献通考』卷十三、錢幣一、4972頁、『清朝通典』卷十、食貨、2076頁。

32) 拙稿「清代における銅錢鑄造量の推計——順治～嘉慶・道光期を中心として——」附表3。

蘇」・「宝安」という2文字が刻まれる<sup>33)</sup>。毎卯に銅九千六百斤を用い、制錢約九百九十八串を鑄造する<sup>34)</sup>。

雍正12(1734)年に安徽宝安局を停止した<sup>35)</sup>。

雍正期の3年間、合計7.2万貫制錢を鑄造したと推定された<sup>36)</sup>。

乾隆元(1736)年に各省の鑄造局に様式通り鑄造すると命じられた<sup>37)</sup>。

その後、安徽省の鑄造記録を見当たらない。『清代雲南銅政考』<sup>38)</sup>、『銅政便覽』<sup>39)</sup>、『欽定戸部鼓鑄則例』<sup>40)</sup>に各省の銅鉞を購入する記録があったものの、安徽省に関する記録がなかった。そして、『安徽省通志』<sup>41)</sup>と『徽州府志』<sup>42)</sup>にも制錢鑄造の記録もなかった。清朝の中央と地方の鑄造事情を考察する際、中央官撰史料と地方志の記録が一致する部分があり、それで、地方の鑄造実情が分かる。しかしながら、安徽省のように乾隆期から鑄造する命令が中央政府から出していなかったし、地方志にも記録がなかったことから、実際鑄造しなかったと考えられるであろう。

以上の史実をみると、順治期に江南省の省都である江寧府では制錢鑄造が優先的に行われた。理由として、江南地域の商業が繁栄しており、商人活動が活発になっていた以外に、満族の軍兵が駐在していたからである。清朝政府の制錢支出ルートとして、軍兵の給料から市場に制錢を供給する趣旨である。この時期に鑄造利益が十分に出たと見られる。康熙期の記録が少なかったが、康熙9(1670)年までに鑄造したことが確認できる。雍正期に鑄造量7.2万貫しか

33) 『清朝通典』巻十、食貨十、2078頁、「開江蘇安徽鑄局江蘇設於蘇州府鑪十二座安徽設於江寧府局鑪四座毎月各開鑄二卯其錢幕俱用滿文各鑄寶蘇寶安二字」。

34) 同19、4989頁、「毎卯用対搭生熟銅九千六百斤鑄錢九百九十八串有奇」。

35) 同19、4991頁。

36) 佐伯富「清代雍正朝における通貨問題」東洋史研究会『雍正時代の研究』同朋舎、1986年。

37) 同19、4993頁、「天下令各省局照式鼓鑄」。

38) 蔽中平編著『清代雲南銅政考』、中華書局、1957年。

39) 『銅政便覽』(清)不著撰人(影印本)台湾學生書局、1986年。

40) 故宮博物館編『欽定戸部鼓鑄則例』(影印本)海南出版社、2000年。

41) (清)何治期基等撰『安徽省通志』(光緒三年重修本)台湾華文書局、1967年。

42) (清)馬步蟾等修『道光徽州府志』、江蘇古籍出版社、1998年



鑄造しなかった。制錢鑄造が大量に行われた乾隆期において、安徽省鑄造局の記録が現段階ではまだないであろうが、周辺の省で制錢鑄造がずっとされたことが分かった。乾隆～嘉慶期において仮に推定した結果、江西省の宝昌局が470万貫、江蘇省の宝蘇局が607万貫、浙江の宝浙局が517万貫を鑄造した<sup>43)</sup>

第一節で見られた土地文書において、乾隆30年代後半から銅錢使用が始まったことを考えると、徽州では銅錢使用がまったくないわけではないであろう。特に「乾隆三十七年正月立草帳」と「乾隆廣豊布店帳簿」に銅錢建てで記録することから、銅錢使用が庶民の間で受容されたことが予測できる。順治期から制錢を鑄造した史実と合わせると、徽州において銅錢使用の習慣があったが、乾隆～嘉慶期に制錢鑄造が行われなかった事実であれば、銅錢がどこから来たかを考慮しないといけないであろう。

## 2. 徽州商人の活動と役割

徽州の特産品は茶葉・木材・陶器の原料・筆・墨・紙・すずり・塗り物・印刷品などが挙げられる。しかし、徽州商人の商業活動は徽州の資源を利用して行うことだけではなく、食糧業・茶業・木材業・綿布業・生糸・織物業・塩業・典當業（質屋）などの取引を主に江南地域、或いは全国までに拡大していた。徽州商人の勢力について、長江流域には「無徽不成鎮」<sup>44)</sup>すなわち、「徽州商人なくして鎮成らず」という言葉が残されている。ここで主に貨幣をよく扱った典當業を中心として、白井佐知子<sup>45)</sup>と鄭小娟<sup>46)</sup>の研究により、概観してみたい。

徽州商人は全国に典舗、當舖を開設した。明末、河南省の徽州商人の典舗・當舖は211軒にのぼり、北京では数十店舗あったという。特に南京、揚州、蘇州、常熟、上海など江蘇、浙江の地の典舗・當舖のほとんどは徽州商人による

43) 同32, 表2-2。

44) 白井佐知子『徽州商人の研究』82-83頁から引用、民国『欽県志』巻一、風土など。

45) 同前, 91-2頁

46) 鄭小娟『15～18世紀的徽州典當商人』天津古籍出版社, 2010年。

ものであったといわれている。

(張海鵬・張海瀛主編『十大商邦幫』黄山書社, 1993年, 460頁。)

明末, 南京の典當舖は五百軒あり, そのほとんどは福建商人と徽州商人の店舗であった。

福建の典當舖は小資本で利息が重く, 利息は三分から四分であったが, 徽州商人は資力が大きかったため, 利息を下げ, 一分から二分とし, 多くとも三分を超えなかった。

([明]『金陵瑣事剩録』卷三「御史奏查流移」)

その結果, 徽州商人は貧民にとって利益をもたらしたという評判を広く得た。  
(張海鵬・王廷元主編『明清徽商資料選編』黄山書社, 1985年, 156頁。)

蘇州府常熟県では清代順治(1644-61年)年間, 18軒の典舗があったが, その多くは徽州商人によるものであり, 康熙20(1681)年には徽州商人が経営する典舗は37軒にも達したとある。

(『明清蘇州工商業碑刻集』江蘇人民出版社, 1981年, 186-7頁。)

太倉州鎮洋県の典當舖者はすべて徽州商人であったといわれている。

(乾隆『鎮洋県志』, 卷一, 風俗)

江陰の質屋の大半は徽商商人であった。

(康熙『江陰県志』卷二, 風俗志)

嘉興, 秀水の2県に乾隆5(1740)年に典業商人が40軒あり, その姓から判断すると, 徽州商人が多く見られる。

(『窃盜當勒石』, 陳学文編『嘉興府城鎮經濟史料類纂』, 415頁。)

雍正13(1735)年に, 昆山にいった徽州典商汪正泰の典舗が火災で部屋30間が焼かれた。

(『雍正朱批諭旨』卷一一六之五, 「趙弘恩折」)

乾隆期の徽商黄焜氏は嘉興で兆豫, 兆隆2軒を開設した。

(「乾隆十六年黄焜等立閩分合同」, 王鈺欣, 周紹泉主編『徽州千年契約文書』(清・民國編第20卷), 卷八。)

道光期にある徽商は6軒店舗を持ち、資本金銀115,254両を所有した。

(「道光十九年篤字閩」, 南京大學歴史学部蔵。)

以上の記録からみれば、徽州典商は明末から、全国で活躍され、特に長江流域、江南地域において典舗をたくさん持っており、個人の発展により、規模の大きいものや小さいものが存在した。高利金銭貸借という行為について、当時の貧困庶民に対しておおいに援助したともいえないが、これらの民間金融業者が現地の資本調達・庶民生活に不可欠な業種であった。典商について様々な角度から研究されているが、筆者は中央政府からの金融機能を十分に発揮していなかった清代において、典當業が貨幣調達、銀両・銅銭の交換に関する業務を担い、貨幣流通の円滑に役割を一部分果たしていたと思われる。徽州の場合、安徽省以外の地域では徽州典商が現地との取引を行った際、特に江南地域での銅銭使用習慣及び江蘇省、浙江省の鑄造局で鑄造した銅銭を故郷に持ち帰った可能性が十分考えられる。典商だけではなく、庶民の生活に身近に関わっていた布屋など商人は隣省から品物を仕入れた時に、銅銭建てでの取引・決済などにより、銅銭も徽州に流入したことも普通であろう。それで、安徽省では銅銭鑄造が行われなかったこととしても、典商、布商により、銅銭が徽州で用いられるようになった。

### まとめ—— 仮説として

以上、徽州文書の一部を利用して考察してきた。土地売買に関する契約の貨幣使用を整理した結果、清代において銀両使用が主流であったことは岸本美緒の指摘とほぼ一致した。すなわち、「徽州では、一貫して銀両表示の圧倒的な優勢が特徴的である。契面には銀両で表示され、実際には銅銭で支払っている、といった可能性も考えられるが、銀の種類や秤も概して細かく規定されているので、やはり実際に銀が授受されたものであろう」<sup>47)</sup> 新しい資料の整理と

---

47) 同6, 355頁。

出版により、土地売買において銅銭使用の時期が乾隆 37 (1772) 年から始まったことが明らかとなっている。そして、「乾隆三十七年正月立草帳」、「乾隆廣豊布店帳簿」など若干の例を見ると、民間取引で銅銭使用が乾隆 40 (1775) 年前後から始まったことが明瞭になっている。『徽州千年契約文書』のまえがきに「明清時代、徽州地方は一貫して中央政府の政治と経済政策を比較的忠実に実行された事情が典型的に反映されている」<sup>48)</sup>と指摘した。土地契約に「赤契」(政府に申し立てて、税金を支払った契約)の件数が多かったので、使用貨幣として、銀両表示がもっと多く存在したと予測できる。実際、徽州という地域では銅銭使用も乾隆 40 (1775) 年前後から存在したと思われる。

岸本美緒は包世臣<sup>49)</sup>の記録を引用して、1780 年前後の徽州では、銅銭を見ることがなかったと結論したが、銅銭を用いなかった原因については究明しなかった。本稿の第二節で明らかになったように、順治期から雍正期にかけて制銭鑄造が行われたが、制銭を大量鑄造した乾隆期に安徽省内に鑄造局を稼動しなかったため、徽州では銅銭が供給されなかったではないかという事実に注目したい。では、なぜ制銭を鑄造しなかったのに、「乾隆三十七年正月立草帳」と「乾隆廣豊布店帳簿」のように銅銭表示で記録したか。筆者は安徽省内において、主に徽州では、貨幣使用実態について以下の仮説を提示したい。

徽州商人は全国規模の商業活動により、外国から流入した銀が大量に手に入って故郷に送金した。徽州という地方社会で銀の使用が主流になっていた。雍正～乾隆初期に銅銭を使用する場合、銀と交換したことが確認できる。銀両の使用上の不便が徽州に大きな影響をもたらさなかった。原因として、安徽省内に制銭鑄造を行われなかったからである。しかし、徽州商人の活動により、隣省である江西省、江蘇省、浙江省との取引が多く行われ、その地域内に存在した銅銭使用と慣行が受け入れられ、そして、銅銭も持ち帰られた可能性が十分にある。その商人たちは主に質屋を経営する集団と他省から商品を仕入れす

48) 同 1, 『徽州千年契約文書』, まえがき。

49) 同 6, 359 頁。

る業者を含めている。商人（典商、棉布など卸商人）たちが銀・銅銭の両替、預金業務を行いながら、隣省から円滑に地元へ銅銭を持ち込んだ役割を果たしたと考えられる。

白井佐知子<sup>50)</sup>は銀両建てから銭文建てに変化した時期が外国銀の流入遅滞期であったと指摘したように、通説では、乾隆末期から海外から中国に流入した銀が減少した一方、経済発展に伴って市場での貨幣需要が増えた中で、銅銭使用が拡大したとしている。しかし、筆者は国際的な原因だけではなく、国内にも原因があるのではないかと考えている。すなわち、政府から制銭を供給しなかった徽州、安徽省において、現地社会での銅銭使用の需要と拡大が、典當業を含めた商人たちにより、取引との関連で隣省である江西省、江蘇省、浙江省から持ち帰った銅銭で補ったと強調したい。地方社会において、清政府の制銭鑄造政策より全国に不均衡な状態をもたらしたが、地域社会の人々は自己調整した。つまり、浙江省、江西省、江蘇省は乾隆期初期から制銭を鑄造しており、その一部が徽州商人の手を通じて徽州に流入した。乾隆末期～道光期の間より、もっと早い時期から徽州で銅銭使用しはじめたと思われる。

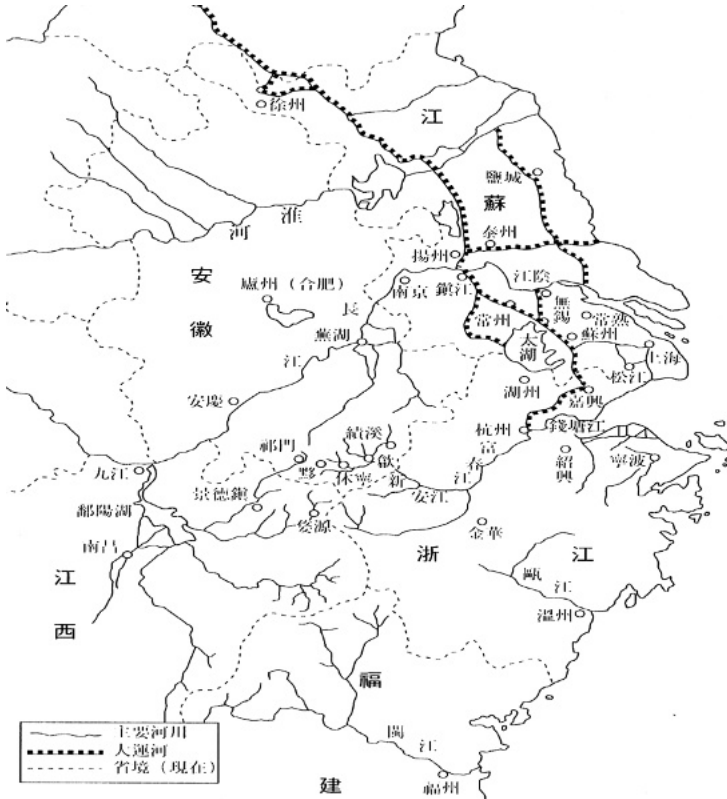
土地を売買した際、銅銭と銀両の換算比価を前もって決める慣行行為は江蘇・福建のように多く存在しなかったと観察した。しかし、その行為は銀両と銅銭の間だけではなく、道光期になると、外国洋銀でも見られた。すなわち、契約双方は銀・銭の紛争を防止するために、契約する時に銅銭との比価を外国貨幣の種類によって前もって決めたのである。

清朝政府は制銭政策を実施したが、地方社会にどのような影響を与えたかについてはそれぞれの経済環境と実態により、銀両・銅銭使用の動向が同じであったとしても、その内在的な原因が若干違うであろう。そして、徽州文書は政府に課税される契約（赤契）が多く保存されたので、庶民の帳簿、家計支出帳簿が少なかったため、貨幣実態についてまだ十分解明することができないだ

---

50) 同7。

参考地図



出所：白井佐知子著『徽州商人の研究』汲古書院，2005年。

ろう。その解明の作業を続けたい。

参 考 文 献

(史料集)

1. 安徽省博物館編『明清徽州社会経済資料叢編』（第一集），中国社会科学出版社，1988年。
2. 故宮博物館編『欽定戸部鼓鑄則例』（影印本）海南出版社，2000年。
3. 『皇朝文献通考（一）』；『皇朝続文献通考（一）』浙江古籍出版社，2000年。

4. (清) 何治期基等撰『安徽省通志』(光緒三年重修本) 台湾華文書局, 1967年。
5. 劉伯山主編『徽州文書』(影印本), 廣西師範大學出版社, 2005年
6. (清) 馬步蟾等修『道光徽州府志』, 江蘇古籍出版社, 1998年。
7. 田壽等著『田藏契約文書粹編』中華書局, 2001年。
8. 『銅政便覽』(清) 不著撰人(影印本) 台湾學生書局, 1986年。
9. 王鈺欣・周紹泉主編『徽州千年契約文書』(清・民國編第20卷) 花山文藝出版社, 1991年。
10. 中国社会科学院歴史研究所収蔵整理『明清徽州社会經濟資料叢編』(第二集), 中国社会科学出版社, 1990年。
11. 張伝璽編『中国歴代契約会編考釈(下)』北京大学出版社, 1995年。
12. 周向華編『安徽師範大學館蔵徽州文書』安徽人民出版社, 2009年。
13. 『乾隆朝上諭檔』(第七冊) 中国第一歴史档案館編, 档案出版社, 1998年(修訂再版)。  
(二次文献)  
[中文]
1. 傅衣凌『明清時代商人及び商業資本』人民出版社, 1954年。
2. 万明「明代白銀貨幣的初步考察」『中国經濟史研究』2003年第2期。
3. 吳秉坤「清代徽州銀洋價格問題」『黄山学院学報』第12卷第1期, 2010年。
4. 巖中平編著『清代雲南銅政考』中華書局出版, 1957年。
5. 鄭小娟『15~18世紀的徽州典當商人』天津古籍出版社, 2010年。  
[日文]
1. 白井佐知子『徽州商人の研究』汲古書院, 2005年。
2. 大田由紀夫「元末明初期における徽州府下の貨幣動向」史学研究会『史林』76(4), 1993年。
3. 岸本美緒『清代中国の物価と經濟變動』研文出版, 1997年。
4. 熊遠報『清代徽州地域社会史研究: 境界・集団・ネットワークと社会秩序』汲古書院, 2003年。
5. 佐伯富「清代雍正朝における通貨問題」東洋史研究会『雍正時代の研究』同朋舎, 1986年。
6. 鈴木博之書評白井佐知子著『徽州商人の研究』『東洋史研究』第六十四卷第四号, 2008年。
7. 中島楽章『明代郷村の紛争と秩序—徽州文書を史料として—』汲古書院, 2002年。
8. 藤井宏「新安商人の研究(一)~(四)」『東洋学報』第三六卷, 一~四期, 1953年, 1954年。
9. 李紅梅「清代における福建省の貨幣使用実態——土地売券類を中心として——」『松山大学論集』第18卷第3号, 2006年。  
——「清代福建省における經濟發展と貨幣流通」『松山大学論集』第19卷第1号, 2007

年。

——「清代における銅錢鑄造量の推計——順治～嘉慶・道光期を中心として——」  
『松山大学論集』第21巻第3号，2009年。

——「清代四川巴県档案からみた貨幣流通——『巴県档案』を史料として——」  
『松山大学論集』第22巻第4号，2010年。

[英文]

Werner Burger 『清錢編年譜 (Ch'ing Cash until 1735)』美亜書版股份有限公司，1976年。